

令和元年度事務事業評価及び特定分野評価について

1 目的

「愛川町行政評価制度実施要領」（以下、「実施要領」という。）に定めるとおり、行政へのPDCAサイクルの導入、町民へ説明責任を果たすこと、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すため、事務事業評価及び特定分野評価を実施しました。

2 評価対象事業 22件（事務事業15件、特定分野《補助金等》3件、《イベント》4件）

別添「令和元年度事務事業評価及び特定分野評価対象事業一覧表」のとおり。なお、評価対象事業の選定は、次の基準により行いました。

(1) 評価対象とする事務事業

ア 所管課から、評価対象事業として提案のあった事務事業

イ 一層の効率性向上や予算削減効果が求められる事務事業（施設維持管理経費、各種事務事業委託経費など）

ウ 事業効果が住民ニーズに沿ったものとなっているか、検証する必要がある事務事業（少子化高齢化、環境対策、経済対策、生活・交通基盤整備、防災対策、生涯学習など）

エ 総合計画等の計画どおり、円滑に実施できているか検証が必要な事務事業（各計画に基づく事務事業：福祉、健康、環境、都市、消防防災、教育など）

オ その他評価が必要な事務事業（新規開始から概ね3年以上が経過した事務事業など）

カ 特定分野評価は上記ア～オに該当する補助金であって、原則として1件5万円以上のものについて行う。

(2) 評価対象から除く事務事業

ア 過去に対象となったもの（概ね3年以内）

イ 事務事業の性質から、評価になじまないもの（報酬、給与費、謝金、交際費、一般管理経費等、国・県委託事業、義務的負担金、法定扶助費、基金積立金、償還金・還付金、償還金利子、繰出金、その他計画的な施設建設や改修・復旧事業など）

(3) 対象事業の件数

効率的・集中的に評価を行うことにより実施効果を高めるため、原則として、1課あたり事務事業評価・特定分野評価それぞれ1件以内とした。

3 評価の流れ

実施要領に定めるとおり、内部評価として自己評価及び1次評価を実施した後、外部評価として2次評価を実施しました。2次評価の結果を踏まえ、行政改革推

進本部会議において改善策を決定しました。

(1) 自己評価

事業等を所管する所属の長が、事務事業評価シートにおいて成果やコストに関するデータを入力することで判定される評価に基づき、改善等の方向性を決定しました。

(2) 1次評価

副町長及び各部長等で構成する庁内行政評価委員会が、自己評価の結果について妥当性をチェックするほか、政策的な整合性等について判断した上で、改善等の方向性を検討し評価を実施しました。

(3) 2次評価（外部評価） 実施件数 6件

1次評価までの結果を踏まえ、町や行政改革推進委員会の希望を元に2次評価の対象を決定し、町民や学識経験者などの外部からの視点により1次評価の結果の妥当性について評価を実施しました。

※ 行政改革推進委員会：社会情勢の変化に対応した効率的で質の高い町民本位の行財政運営の実現に資するため、「行政改革大綱」の策定及び推進を行うことを目的とし、学識経験者3人、公募町民2人、関係団体等代表5人及び企業経営に携わる者1人で構成する附属機関。

(4) 町の最終方針の決定

町長、副町長、教育長及び各部長等で構成する行政改革推進本部が、2次評価（2次評価を実施しなかった場合は1次評価）の結果を受け、最終方針を決定しました。

4 評価項目（評価の視点）

次の4つを評価項目としました。それぞれの項目について判定基準に基づき、A、B及びCの評価としました。

(1) 妥当性

「そもそも」行政が実施する必要がある事業か、公費を投入して実施することが妥当な事業か等について、次の8つの基準を満たすか否かにより判定しました。

ア 法令等で義務付けられた事業である

イ 民間サービスで同様の事業は実施されていない、市場原理に委ねることができない

ウ 国や県において実施している事業との重複がない

エ 事業開始時から事業目的や町民のニーズの低下や変質がない

オ 事業・サービスの提供時間帯及び場所は公平に提供されている

カ 受益に応じた負担は適正である

キ 事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である

ク 事業・サービスの対象者の日常生活に必要不可欠な事業である

(2) 有効性

事業等の実施による効果を、特定の時点及び基準年度と比較した時系列により

判定しました。平成30年度の目標を達成していなくても基準となる年度よりも成果が向上していたり、反対に基準となる年度よりも成果が悪化していても、平成30年度の目標を達成しているのであれば一定程度評価する必要があるため、時点と時系列の組み合わせにより判定しました。

(3) 効率性

同じ成果をあげていたとしても、より費用をかけていない方が望ましいことから、基準年度との成果及び費用の組み合わせにより効率性を判定しました。

(4) 有用性

事業等の効果（成果）が総合計画の節（施策）の目的の達成に貢献している度を判定しました。事業等の効果が施策の目的達成に対し、直接的又は間接的に寄与しているか、また、総合計画の節に属する他の事業等と比較した優先順位（重要度）を基に有用性を判定しました。

5 評価区分

(1) 評価の項目ごとの評価の区分

評価の項目ごとの区分及び判定基準は次のとおりとしました。

妥当性	A	基準を満たす項目が75%以上（6～8項目）
	B	基準を満たす項目が50%以上75%未満（4～5項目）
	C	基準を満たす項目が50%未満（0～3項目）
有効性	A	成果指標についての平成30年度の目標を達成し、かつ、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が向上している
	B	- 成果指標についての平成30年度の目標を達成しているが、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が低下している - 成果指標についての平成30年度の目標を達成していないが、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が向上している
	C	成果指標についての平成30年度の目標を達成しておらず、かつ、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が低下している
効率性	A	成果が向上していて、費用も縮減できている
	B	- 費用が増加しているが、費用の増加率よりも成果の向上率の方が高い - 成果が低下しているが、成果の低下率よりも費用の縮減率の方が高い
	C	- 成果が向上しているが、成果の向上率よりも費用の増加率の方が高い - 費用を縮減しているが、費用の縮減率よりも成果の低下率の方が高い - 費用が増加し、成果も低下している
有用性	A	効果が「直接的」で優先順位が「高」である
	B	効果が「直接的」で優先順位が「低」、または効果が「間接的」で優先順位が「高」である

	C	効果が「間接的」で優先順位が「低」である
--	---	----------------------

(2) 総合評価の区分

評価項目の判定により自動判定する評価の区分は次のとおりとしました。

評価の項目の内訳	評価の区分
・ Aが4つ ・ Aが3つ、Bが1つ ・ Aが2つ、Bが2つ	良好に実施できている
・ Aが1つ、Bが3つ ・ Bが4つ	改善の余地がある
・ Aが2つ、Bが1つ、Cが1つ ・ Aが3つ、Cが1つ ・ Aが2つ、Cが2つ ・ Aが1つ、Bが2つ、Cが1つ ・ Aが1つ、Bが1つ、Cが2つ ・ Bが3つ、Cが1つ	改善すべき点がある
・ Aが1つ、Cが3つ ・ Bが2つ、Cが2つ ・ Bが1つ、Cが3つ ・ Cが4つ	廃止も含めた検討が必要

(3) 自己評価の区分

自己評価については、総合評価を踏まえ次の6つの区分に評価しました。

なお、総合評価は1つの客観的な基準により自動判定する性質のものであることから、原則として評価を踏まえるものの、特に総合評価が妥当性を欠くことが明確で、その理由を示すことができる場合には、「特記事項」の欄に必要な事項を記載したうえで、自己評価の結果を記載するものとしました。

区分	内容
現状維持	引き続き現行の事業等を実施すべき
拡充	他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し、目的の達成を促進すべき
改善	現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき
縮小	過剰に投入されている資源を縮小するべき
再構築	・ 現行の事業を廃止し、別の方法により、目的の達成を図るべき ・ 事業実施を民間等に委ねるべき
廃止	事業等の実施を取り止めるべき

(4) 1次、2次評価及び町の最終方針決定時の区分

それぞれ前段階までの評価結果を踏まえた評価結果については、自己評価と同一の区分としました。

6 評価結果

	現状 維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	合計
自己評価	13	0	9	0	0	0	22
1次評価	12	0	9	0	1	0	22
2次評価	(4)	(0)	(3)	(0)	(1)	(0)	(6)
最終方針	13	0	8	0	1	0	22

7 評価結果の活用

(1) 実施計画策定時

総合計画実施計画策定の際、行政改革推進本部会議において確定した改善策の方向性を反映させました。

(2) 予算編成時

予算編成方針の策定、令和2年度予算査定は、行政改革推進本部会議において決定した方針により行いました。

8 スケジュール

評価対象事業の各所管課からの提案募集	平成31年4月3日～4月11日
事務事業評価シートの作成及び自己評価	平成31年4月26日～5月15日
1次評価（庁内行政評価委員会）	令和元年6月19日
2次評価（行政改革推進委員会）	令和元年8月7日、10月4日
最終方針の決定（行政改革推進本部）	令和元年10月21日

以上